

## 認定実技審査における注意喚起

### 【各養成施設に対しての注意喚起】

#### ➤ 受審者への制度説明等について

「平成30年度改訂版」の認定実技審査要領とDVDを各養成施設にお配りしておりますが、受審者にも審査要領とDVDをお見せいただき、認定実技審査の趣旨、審査方法についてご説明いただきますようお願いいたします。また、本DVDの内容が模範解答ではないことを再度認識して下さい。

#### ➤ 立会人について

立会人が役割や段取り等を熟知していないというご意見が寄せられておりますので、各養成施設で立会人の役割や段取りを今一度審査要領にてご確認いただきますようお願いいたします。

#### ➤ 柔道整復実技

### <会場設営について>

#### 意見1

第1ステーションと第2ステーション間でお互いの声が聞こえ、当該会場における受審者の声が聞き取りにくい。

#### 回答1

2教室にすると中待合でどの程度溜まっているかが見えない場合があります。パーテーションを設置してもらい、次年度についても同一会場で2ステーションの設営をお願いいたします。

#### 意見2

カードを斜めに置くなど受審者に見えやすくする配慮が必要である。

#### 回答2

財団から送っているカード立てを使用し、受審者に見やすいようにカードを立てて置いてください。

#### 意見3

中待合の椅子が審査会場に向けて設置されていた。

#### 回答3

椅子の前にパーテーションを設置する、椅子を後ろ向きにする等、審査会場が見

えないようにしてください。

## <第2ステーション（固定）について>

### 意見4

包帯の止め方を挟んで終わりではなくテーピングか余った包帯を切り、包帯止めで巻き終わらせた方が良い。

### 回答4

包帯を切ってしまうと次に使えなくなってしまうので、包帯は切らずに固定を行ってください。

### 意見5

固定道具が複数用意されているので、患者モデルに合ったものを使用した方がよい。

### 回答5

養成施設はモデルの体型を分かっているなので、ある程度、患者モデルに合ったものを準備してください。

### 意見6

三角巾は助手に縛らせず、受審者が全て行ったほうが良い。

### 回答6

受審者が全て行ってください。

### 意見7

ミッテルドルフ金属副子を使用する際にバストバンドにて体幹の固定を行っている。

### 回答7

包帯の審査を行っているので、バストバンドは使用しないでください。

### 意見8

固定具に損傷名が書かれていたため隠すべきである。

### 回答8

審査に使用する固定具に損傷名は記載しないでください。

## ➤ 柔道実技

### 意見1

柔道衣のサイズについて、柔道衣が体型に見合っていない受審者の柔道衣につい

て検討を行って欲しい。

**回答 1**

認定実技審査の柔道衣については全日本柔道連盟の規程を基準としております。この基準を基に審査を行ってください。また、各養成施設におかれましても規定に沿った柔道衣にて受審するようご指導をお願いいたします。

	全日本柔道連盟
柔道衣(上衣)	<ul style="list-style-type: none"><li>・襟 巾4cm以上5cm以内、厚み1cm以内。</li><li>・袖 長さは手首から5cm以内。袖と腕の間が10～15cmの余裕。袖口の折り返し巾3cm以内。</li><li>・背中 背中で縫合わせる場合、縫合わせ布(背継ぎ)3cm以内。</li><li>・裏地補強生地 肩当、胸当、脇当(上衣刺子部分)の3ヶ所のみ補強を認める。</li><li>・胸および脇の下の柔道衣の余裕が20～30cm以上あること。</li></ul>
柔道衣(下穿)	<ul style="list-style-type: none"><li>・長さはくるぶしから5cm以内。下穿きの空きは膝の位置で10～15cmの余裕。裾の折り返しは巾3cm以内。</li></ul>
帯	<ul style="list-style-type: none"><li>・帯の巾4～5cm。帯の結び目から両端までは20～30cm程度の長さがなければならない。</li></ul>
女子のTシャツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・色は白、半袖、丸首であること</li><li>・製造業者マークは、最大20cm<sup>2</sup>のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。</li></ul>

**【審査員に対しての注意喚起】**

◇ 審査員について

審査員の資質を問われるような指摘が多く寄せられております。

- ・審査中にあくびをしていた
- ・審査中にため息をつかれた
- ・高圧的な態度であった
- ・よそ見をしていた

上記に一例を挙げましたが、審査中についての態度・言動につきましてはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

◇ 柔道整復実技

**意見 1**

題材を誤っていた学生に対して、時間内であれば指摘してよいことを明確にして欲しい。

**回答 1**

指摘はできません。指摘は行わないでください。

**意見 2**

三角巾の端が床についていたことや頸部の動脈を圧迫していた点は減点対象とした。

**回答 2**

頸部の動脈の圧迫は減点対象ですが、三角巾の端が床についていたことは減点対象ではないので減点しないでください。

◇ 柔道実技

**意見 1**

基本に忠実でないと危険な動きとなっている。そのため、やり直しを指示しても緊張してしまう。

**回答 1**

やり直しは受審者が申告し、やり直すことはできますが、審査員がやり直しの指示を行うことはできません。やり直しの指示は行わないでください。

**意見 2**

柔道の形の出題を直前ではなく、最初に言われた。

**回答 2**

形は、形を行う直前に出題してください。